

「しまね和牛」認知拡大対策実施業務に係る 企画提案競技実施要領

1. 目的

和牛の枝肉は、霜降り（サシ）を中心とした評価で取引される一方、消費者からは真に美味しい和牛肉を求めるニーズが高まっている。

和牛肉の美味しさを表す指標として、小ザシ（赤身と霜降りのバランス）と脂の質（不飽和脂肪酸含量）が注目されており、新たな指標による「しまね和牛」のブランド創設に取り組むため、ブランド創設までの一連の取組を、首都圏・関西圏・県内において、シェフや消費者、そしてメディアに展示することにより、「しまね和牛」の認知度を向上させ、販路拡大を図ることを目的に、本要領により企画提案を広く募集し、提案競技を行うことにより、「しまね和牛」認知拡大対策実施業務の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- （１）委託業務名 「しまね和牛」認知拡大対策実施業務
- （２）業務内容 別添「しまね和牛」認知拡大対策実施業務委託仕様書のとおり
- （３）業務期間 契約締結日から令和８年３月１３日
- （４）委託料上限額 ５,５００千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 応募資格

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後３年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- （４）島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- （５）島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- （６）消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （７）島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期限が満了していない者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書の提出を受けて参加資格の有無を確認し、結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を要請し審査する。

(1) 募集期間	令和7年6月27日(金)～7月7日(月)17時 ※参加申込書の様式は、県畜産課のHPで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 説明会	開催しない。
(3) 企画提案参加申込書の提出	企画提案に参加する者は、参加申込書(様式1)および参加資格確認書(様式2)を令和7年7月7日(月)17時までに電子メールまたは郵送により1部提出すること。 ※郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(4) 参加資格通知予定日	令和7年7月8日(火)
(5) 質疑の受付と回答	・ 質疑がある場合は、企画提案質問書(様式3)にて令和7年7月7日(月)17時までに電子メールにより提出すること。 ・ 回答は、各参加者の質問内容を取りまとめ、質問者名を省略したうえで全企画提案参加申込者に対して、随時回答する。 ※質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に緊密に関わるものについては、質問者にのみ回答する場合がある。 ※質問の回答以降に参加申込書を提出した者に対しては、当該申込書提出日以前の回答については取りまとめて回答する。 ・ 回答は企画提案参加申込書に記載された連絡担当者に対して、電子メールにより送信するので必ずメールアドレスを記載すること。
(6) 企画提案書提出期限	令和7年7月10日(木)17時(必着)
(7) 審査予定時期及び企画提案の審査方法	・ 審査会において、書類審査、企画提案者プレゼンテーション及びヒアリングを実施。 ・ 令和7年7月中旬を予定。 ・ プレゼンテーションの時間については、本業務への参加資格を有すると認められた者に対して参加資格通知と併せて通知する。 ・ なお、企画提案書提出事業者が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。この場合、プレゼンテーションへの参加可否は、企画提案書提出事業者すべてに通知する。

(8) 企画提案者プレゼンテーション、ヒアリングの方法	・原則、対面で実施する。(ただし、対面での実施が困難な場合は、協議の上、Web 会議システムの利用等も可とする場合がある) ・企画提案書によるプレゼンテーション 20 分 ・審査委員からの質疑 10 分
(9) 委託予定事業者の決定	令和 7 月中旬を予定
(10) 契約締結	委託予定事業者と詳細な仕様について協議を行った後、速やかに契約の締結を行う。

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	企画提案書は、別紙に基づき作成すること。
(2) 提出方法	・1 部提出すること ・令和 7 年 7 月 10 日 (木) 17 時までに電子メールまたは郵送により提出すること。 ※郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 見積書	・見積書は本書を 1 部提出すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	・参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ④虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は支給しない。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 企画提案書の審査方法	・審査会において、企画提案者プレゼンテーション、書類審査及び提案者に対するヒアリング審査を実施する。企画提案者プレゼンテーション及びヒアリング審査は原則、対面で実施する。なお、提案者がヒアリング審査等に対応しなかった場合は、本業務への応募を辞退したものとみなし、以降の審査の対象から除外する。書類審査及びヒアリング審査等における評価を踏まえ、審査会において最終審査を実施。 ・審査会の最終審査において、次の審査項目について審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案書を提出した者を委託候補者として1者選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 企画提案書の審査項目	<u>ア 業務の目的・趣旨（企画提案書全体で審査）</u> ・本企画提案書の全体において、提案内容が「しまね和牛」認知拡大対策の目的・趣旨を理解したものであると判断できるか。 <u>イ 的確・魅力的な情報発信手法</u> ・「しまね和牛」のニーズを考察したうえで、PR方法について効果的、創意工夫された内容になっているか。 <u>ウ 企画の独自性</u> ・自社の強みを活かした新規性のある内容になっているか。 ・事業効果を高めるための独自の提案があり、その内容が実現可能なものであるか。 <u>エ 実施体制</u> ・本事業を円滑に遂行できる組織体制や連絡体制が確保されているか。 ・内容は、畜産課との実施協議の過程で柔軟に変更することが可能なものか。 <u>オ スケジュール</u> ・事業実施にあたり、実現可能なスケジュールで、進捗管理が適切に行われる内容となっているか。 <u>カ 経費設定</u> ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）。

(3) 応募者への採否通知	令和7年7月下旬、提案者全員に通知する。
---------------	----------------------

7. 契約手続等

(1) 委託料上限	5, 500千円（消費税及び地方消費税を含む。）
(2) 契約方法	受託候補者と仕様書の内容、委託料等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ※ただし、契約に基づき、受託者から概算払の申し出があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、概算払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。 なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 個人情報の保護	本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、入手した個人情報については島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）に基づき適正に取り扱うこと。
(7) 守秘義務	本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
(8) 契約書及び仕様書	別途作成・提示する。

8. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が担う。
- (4) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (5) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

9. 提出先及び問い合わせ先

島根県農林水産部畜産課 しまね和牛係 担当：南波（なんば）

〒690-8501 松江市殿町 1 番地（島根県庁本庁舎 5 階）

電話：0852-22-5136 FAX：0852-22-6043

メール：chikusan@pref.shimane.lg.jp

(別紙)

企画提案書の作成について

1. 企画提案書の様式

- (1) 様式に定めはないので、(2)～(5)の要件を満たす任意の様式とする。
- (2) 提案書のサイズは、A4 版用紙（縦・横は問わない）。A3 版は、折りたたんで A4 版サイズとする。
- (3) 提案書は原則、両面印刷とするが、両面だと見づらい、作成に支障があるような場合は片面印刷も可とする。
- (4) 提案書は、最下部中央に必ずページ番号を入れる。
- (5) ページ数や資料添付などに制限はない。

2. 企画提案書の構成

県へ提出する企画提案書は、実施要領 6（2）を踏まえて、次の構成とする。

(1) 提案者の概要

事業内容・得意とする分野・所在地・設立年・資本金・従業員数・これまでの国や地方自治体等の業務受託実績など、提案者の概要を記載。

(2) 業務の実施体制

本委託業務を遂行するための体制（責任者やスタッフの配置等）、県との連絡窓口が分かるようにする。

(3) 実施内容とスケジュール

イベント企画・PRに係る実施内容及びスケジュールを記載する。

(4) 見積金額

見積総額の内訳・積算根拠が分かるようにする。